

○長野原町横壁地域振興施設の設置及び管理に関する条例

令和元年12月5日

条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、横壁地域振興施設(以下「施設」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 長野原町はハッ場ダム水没関係地域の振興に資するため、次の施設を設置するものとする。

名称	位置
横壁地域振興施設(飲食・物販施設)	長野原町大字横壁字勝沼904番地3
横壁地域振興施設(屋内運動場)	長野原町大字横壁字西久保67番地19

(事業)

第3条 この施設は次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 観光情報及び地域情報の発信に関するもの。
- (2) 地元特産品等物品販売に関すること。
- (3) 飲食物の提供に関すること。
- (4) 町民及び来訪者の体力向上及びレクリエーション並びに都市との交流促進に関すること。
- (5) その他地域振興を目的とした事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他団体であつて町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。ただし、長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年条例第26号)第6条第1号から第3号のいずれかに該当するときは、町が行うことができるものとする。この場合において、別に定めるものを除き本条例の規

定を準用する。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の維持管理、運営に関すること。
- (2) 施設の利用の許可に関すること。
- (3) 施設の利用料金を徴収すること。
- (4) その他、管理運営上町長が必要と認める事業。

(開館時間等)

第6条 施設の開館時間及び休館日は、指定管理者が町長の承認を受けて定めるものとする。

(利用の許可等)

第7条 施設を利用する者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬものとする。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とするものとする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができるものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設及び設備をき損するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取り消し等)

第8条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは中止させることができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用の許可を得たとき。
- (2) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(目的外利用又は利用権利譲渡の禁止)

第9条 利用者は、許可を受けた施設を目的外に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸ししてはならないものとする。

(特別な設備等の制限)

第10条 利用者が施設の内外に特別な設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならないものとする。

(利用料金)

第11条 利用者は、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならないものとする。

2 町長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができるものとする。

3 利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、別表に定める範囲内において指定管理者が町長の承認を受けて定めるものとする。

4 町長は、前項の承認をしたときは、指定管理者に通知するとともに、これを告示しなければならないものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を受け、利用料金を減免することができるものとする。

(利用料金の返還)

第13条 指定管理者が既に収受した利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかった場合は、この限りでない。

(原状回復)

第14条 利用者は、その利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならないものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者は、施設及びその他物件を破損し、又は滅失したときは、町長の命ずるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がや

むを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月5日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第11条関係)

利用区分	使用区分	利用料
物販・飲食棟	物販・多目的スペース	2,500,000円以下／年
	保管庫	1,000,000円以下／年
	テナント施設	1区画 150,000円以下／月
	売上割(屋外販売等)	売上額の40%以内の額
屋内体育館棟	屋内運動場	町内者 2,000円以下／時間以内の額
		町外者 5,000円以下／時間以内の額
		照明料 2,000円以下／時間以内の額
	多目的室	町内者 500円以下／時間以内の額
		町外者 1,000円以下／時間以内の額
		照明料 1,000円以下／時間以内の額

※町外者が営利を目的とした催し物等の利用料は、町外者利用の5割増しとするものとする。